

組織名 経済産業省 近畿経済産業局

組織情報

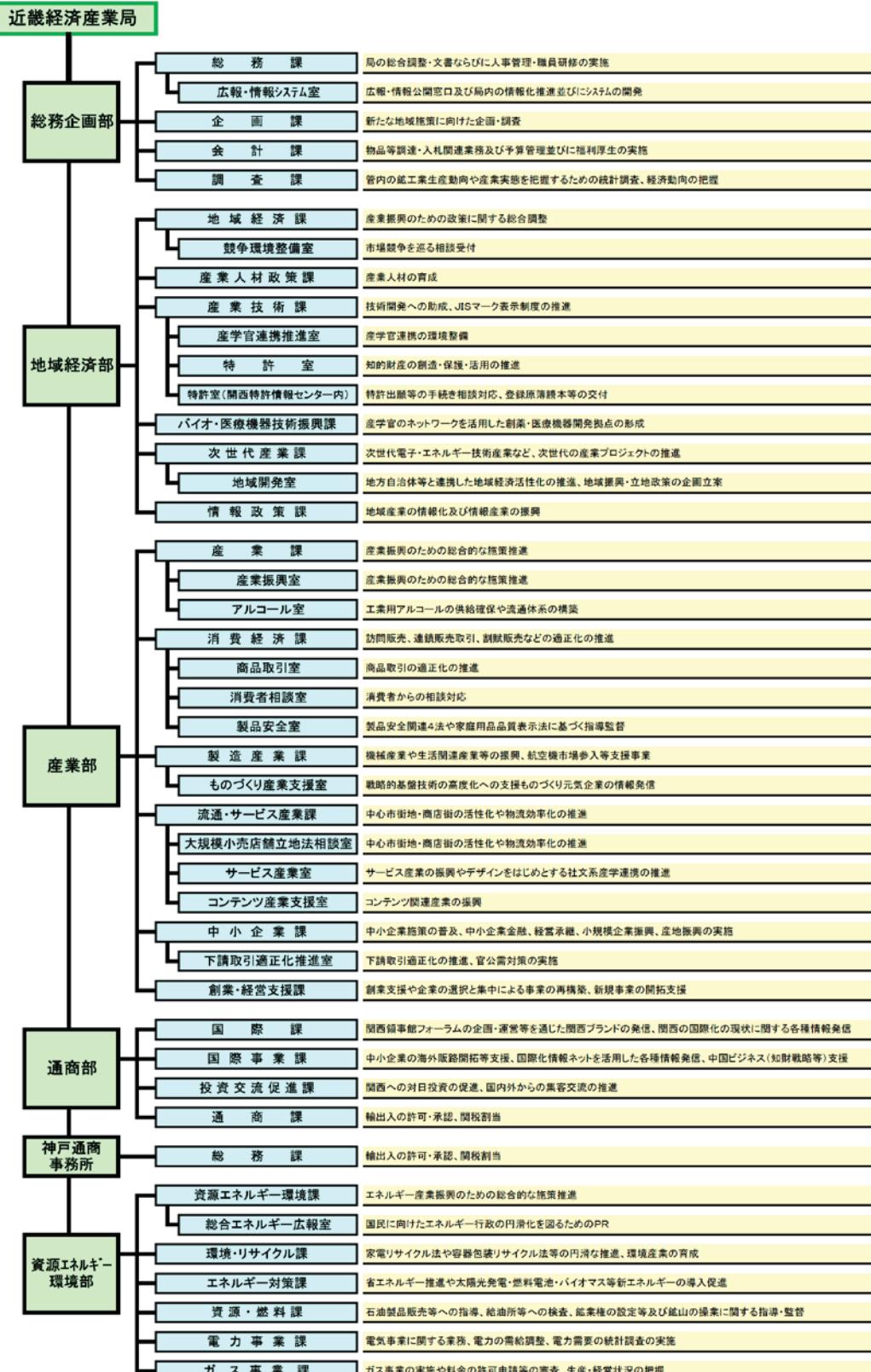
所在地 (代表組)	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館
サイトアドレス	
連絡先	電話 06-6966-6001 FAX 06-6966-6071

組織概要

管轄・組織体制など

・近畿経済産業局は、福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県の全域を管轄しています。

所掌事務・担当業務



組織名 経済産業省 近畿経済産業局

防災に関する取組など

1. 東日本大震災を踏まえた防災対策

基本方針

- ・経済産業省の所管する電力関係施設、都市ガス関係施設、LPガス供給関連施設及び工業用水道施設といったライフラインや、化学物質関係施設等に係る被害情報は、災害範囲の特定や応急対策の執行において特に重要な情報であり、可能な限り迅速かつ的確に、状況把握及び情報共有を行う。
- ・経済産業省の所管する製造業や、中小企業、商店街等の被災状況は、生活必需物資の安定供給や、災害後の国民生活・社会経済活動の復興に際して重要な情報となるため、情報収集・情報共有をきめ細かく行い、支援措置を準備するとともに、必要に応じて現地への職員派遣を行う。

東日本大震災を踏まえた規定類の改正(平成24年7月)

災害・危機対応について、経済産業省では東日本大震災を踏まえた見直しを進めてきたところ、全省的に規定・マニュアル類の改正を行った。特に、災害時初動体制の充実を図ったものである。

1. 機能班の設置

庁舎の被災等により平時体制の部局・課室単位での業務が困難となった場合、経済産業省全体の災害・危機対応業務の統括・円滑化を目的として、災害対策本部に課室の枠を超えた機能班を必要に応じて設置する。

2. 重点課室と予備職員の設置

経済産業省が果たすべき主な役割を踏まえ、大規模災害・危機発生時における重点課室をあらかじめ特定。重点課室については、災害状況に応じ迅速な中核職員の追加投入を可能とするため、予備職員をリストアップして備える。

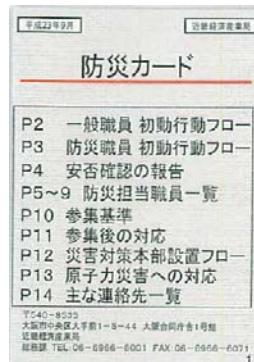
3. 緊急登庁職員の設置

災害時、公共交通機関の利用が不可能となった場合、全職員のうち庁舎より12km圏内に居住する職員は、徒歩にて庁舎に緊急参集し災害対応業務に携わることとする。

防災体制の強化

- ・抜き打ちによる防災訓練の実施(平成23年12月21日)
 - 南海トラフを震源とする地震及び津波が発生との想定で、抜き打ちによる災害対策本部立ち上げ等の訓練を実施。
- ・休日における安否確認訓練の実施(平成24年1月28日)
 - 安否確認システムを用い、全職員の安否確認訓練を休日に実施。
 - 1時間以内に87.4%、2時間以内に97.1%の職員が安否応答。
- ・携帯可能な防災カードの作成
 - 名刺サイズのカード(蛇腹折り14頁)に参集基準や初動対応等の基本項目をまとめ、全職員に配布。
- ・帰宅困難者への支援
 - 局内外の帰宅困難者への情報・物資の提供等の適切な対応を行う。
 - 全職員に加え、来庁者(想定50名)についても、3日分の非常食・水・非常トイレ等を常備。

(平成23年度防災訓練の様子)



組織名 経済産業省 近畿経済産業局

防災に関する取組など

2. (参考)東日本大震災への近畿経済産業局の災害対応

(1)被災地域への職員派遣

- ・東北経済産業局(仙台市)、福島県の原発被災自治体、原発被災者の一時立入支援などに職員を派遣。
- ・派遣期間は2週間～6ヶ月で、当局職員約70名を派遣(平成25年2月時点)。
- ・今後も当面の間、実施する予定。

(2)管内企業等の影響状況把握

- ・地震発生直後より、管内約120の商工関係団体・事業者等から被害等の情報収集(日々とりまとめ)。
- ・直接被害のみならず、間接被害や原発事故による風評被害や計画停電等による影響など幅広く収集。
- ・<主な確認先>管内各府県・政令市、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会
所管法人ほか業界団体、各府県石油商業組合、日本貿易振興機構、政府系金融機関、個別企業等

(3)影響を受けた企業等への対応

①主な中小企業対策

- ・初動対応として、地震発生当日に当局中小企業課に特別相談窓口を設置。
平成25年1月末までに271件の相談。
- ・3月13日付けで激甚災害に指定されたことに伴い、災害関係保証の発動、災害復旧貸付の金利 引き下げ等の対応を実施。災害関係保証の平成25年2月15日までの実績は5件、100百万円
- ・災害復旧貸付の特別措置として適用されている金利の特別措置に際して必要となる公的機関による被害証明のうち間接被害証明を実施。平成25年1月末までに64件。
- ・3月23日に平成23年度上半期のセーフティネット保証(5号)の対象業種を原則全業種(82業種)とすることを発表。
- ・5月23日付けで東日本大震災保証制度を創設。平成25年2月15日までの保証実績は14,455件、341,448百万円

②通商・貿易関連

<輸出入手続きの特例措置>

被災地輸出入業者等による輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の申請手続等については、下記の特例的な措置を講じた。

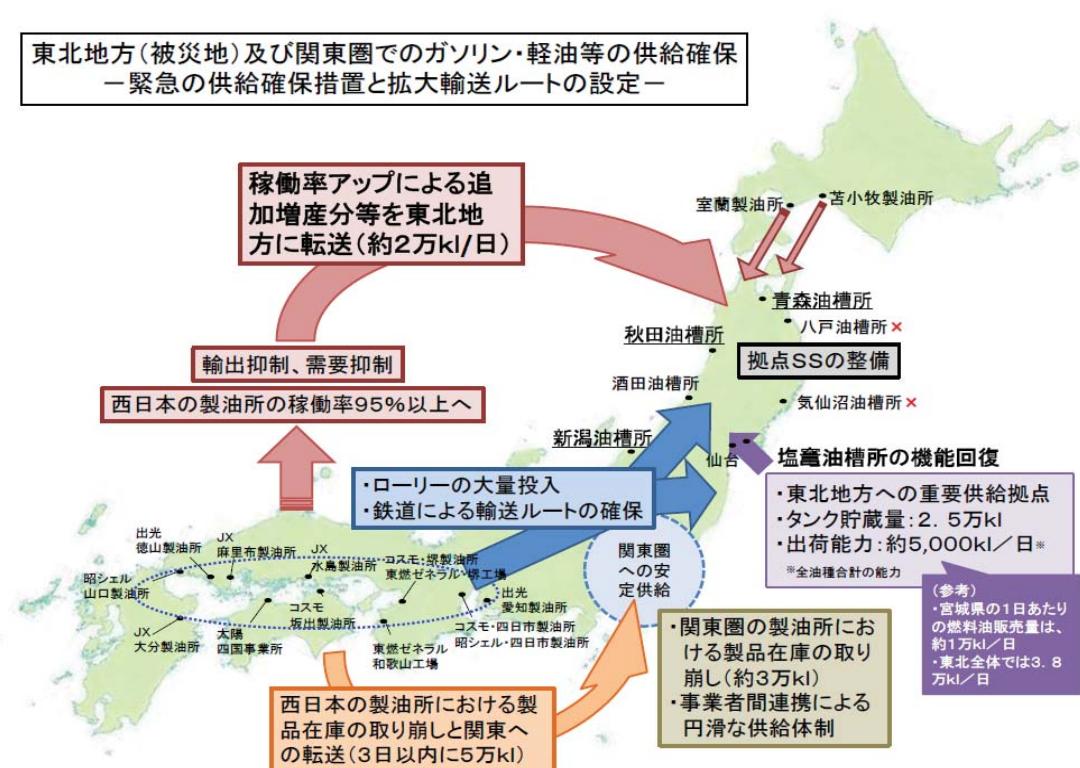
- ・災害により輸出許可・承認証、輸入割当・承認証又は事前確認証(以下「許可証等」という。)を紛失した者に対し、当該許可証等の写し、申請書類等の写しがない場合についても、再発行申請を受理。
- ・災害により許可証等の有効期間内に有効期限の延長申請ができなかった者については、申請日まで有効期間があるものとみなし、有効期限の延長申請を受理。
- ・上記申請及び許可証等の交付について、申請者が交通機関等に支障がある等の理由で申請が困難な場合については、FAX又は電子メールによる申請の受付及び許可証等の交付を行う。
- ・被災地の輸出入業者に対して各経済産業局の所管区域にかかわらず申請の受付を行う。

③その他本省等と連携した対応

今回の震災発生直後から、阪神・淡路大震災の経験を踏まえて、当時の関連資料や記録、当時の担当者による情報等を積極的に本省や東北経済産業局に提供。

また、本省が中心になって対応している物資調達・輸送(生活物資、ガソリン等)に対する協力体制を構築し、本省や関連団体と情報交換しながら必要な対応を行った。

東北地方(被災地)及び関東圏でのガソリン・軽油等の供給確保 —緊急の供給確保措置と拡大輸送ルートの設定—



組織名	経済産業省 近畿経済産業局
-----	---------------

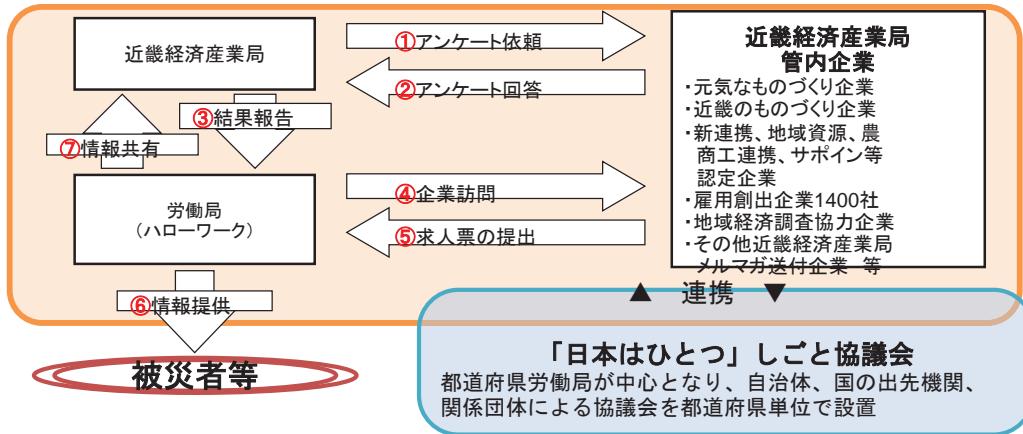
防災に関する取組など

(4) 復興に向けた主な取り組み

①震災被災者の就労受け入れ支援

管内の各労働局と連携し、就労受け入れ企業開拓を実施。(管内の企業に被災者受け入れの意向の有無についてアンケート調査を行い、結果を速やかに労働局(ハローワーク)に報告。受け入れの意向を有する企業には、労働局(ハローワーク)が訪問して求人票の提出を促し、被災者に求人情報を提供する枠組みを構築。)

アンケート調査の結果、73社の受け入れ先企業を発掘でき、2名の採用が決定。



②風評被害拡大阻止等のための対外情報発信

東日本大震災・原子力発電所事故の現状等について、外国公館、外国経済団体、外資系企業向けに本省の協力を得て説明会を実施。

アンケート結果によると、継続して情報提供を要望する声が多数であった。

①在関西の各国総領館等対象 平成23年6月2日(木)10:00-12:30

主催:近畿経済産業局、外務省大阪分室、近畿農政局、近畿地方整備局、近畿運輸局、関西経済連合会
参加:在関西総領事館、外国経済機関関係者 24機関30名

②外資系企業等対象 平成23年6月2日(木)14:00-16:00

主催:大阪府、大阪市、大阪商工会議所、ジェトロ大阪本部 共催:近畿経済産業局
参加:在阪外国公館・経済団体、外資系企業等 35機関37名

③在関西の各国総領館等対象 平成23年11月7日(月)14:00-16:00

主催:近畿経済産業局、近畿農政局
参加:在関西総領事館、外国経済機関関係者 7機関9名